

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法の一部が改正され、障害児に対する支援が通所サービスと入所サービスに区分され、通所サービスの実施主体が市町村に変更されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 障害児施設給付費の支給に関する手続を障害児入所給付費の支給に関する手続に改める。
- (2) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する手続をこの規則で定める。
- (3) 障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業の開始等の届出の手続を定める。
- (4) 鳥取県障害児通所給付費等不服審査会の審理を要しない場合を定める。
- (5) この規則に定める申請書、届出書その他の書類の提出先を明示する。
- (6) その他児童福祉法の一部改正等に伴う所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則は、廃止する。